

議案第31号

世田谷区立ひだまり友遊会館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 利用料金の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立ひだまり友遊会館条例の一部を改正する条例

世田谷区立ひだまり友遊会館条例（昭和51年12月世田谷区条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

区分 種別	午前9時から 正午まで	午後0時3 0分から午 後2時30 分まで	午後3時か ら午後5時 まで	午後5時3 0分から午 後7時30 分まで	午後8時か ら午後10 時まで
第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
第3会議室	390円	260円	260円	260円	260円
第4会議室	390円	260円	260円	260円	260円
第5会議室	390円	260円	260円	260円	260円
第6会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
総合会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
講習室	1,050円	700円	700円	700円	700円

別表第3体育室の項中「2,300円」を「2,980円」に、「2,870円」を「3,720円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。